

元気な企業をつくる!

the Heartful

OAG

Vol. 170

2019年6月号

2019年5月25日発行

- 02 太田孝昭が語る春夏秋冬
「課題先進国」
- 03 自分で申告書を書きたい人必見! 「相続大学」を開講します
「事業承継の成功事例セミナー」を開催しました
- 04 配偶者と親族の貢献、事業承継を重視した「相続法」の大改正
民法の相続法の改正と税制上の対応
OAG税理士法人 東京ウエスト 木村美砂
- 06 金融と税務の専門誌に寄稿しました
- 07 私のOff-Time
- 08 今後のセミナー開催予定





「課題先進国」

OAGグループ代表
太田 孝昭

東京大学元総長で三菱総合研究所理事長の小宮山宏先生は、「日本は課題先進国」であるといっています。先進国とは、世界の先端を走っている国を意味しますから、かつて今も米国でしょう。しかし、課題の先進国となると、日本がトップに躍り出るといことです。

日本の課題を列挙してみましょう。

- 人口減少(少子化は未来の生産人口が少なくなる＝納税者の減少)
- 高齢化(社会福祉費用の増大)
- 経済格差(日本では、まだ暴動が起こるほどではありません)
- 人工知能(人はどうなってしまうのかという、漠たる不安)
- 長寿化(定年後40年生きなけなければならない＝お金をどうするんだという切実な不安)
- 地方の消滅(例えば、秋田県は2040年に人口が3分の2以下になるという統計)

この他にも挙げればきりがありません。小宮山先生の言葉の意味がよく分かります。

さて、会社経営の課題を挙げてみます。それこそ千差万別・多数が挙がると思うんです。OAGの例ですと、「ITやRPA(人工知能を備えたロボット)をどう活かすのか」「お客様へのお役立ち・貢献をどう増大させるのか」「お客様のインフラに成りたいと思っているが、どうしたら成れるのか」「働き方改革や人材確保、人材教育をどうするのか」等々、枚挙にいとまがありません。その上、「どこから手を付けるのか」「優先順位はどうするか」等々、どれもこれもややこしい問題です。これらの課題はOAGだけにあるのではなく、内容こそ違えど日本中に山積みです。

しかし、この問題解決へのアタックこそが、ブルーオーシャン探しに他ならないと思っています。今、巷では「エッ」となる様な商品・サービスが出ています。例えば、急成長しているIT企業の「OPTiM(オプティム)」もその一例です。これらを知ることも刺激的です。

時代は確実に進み、自社の歩みには歯がゆさも感じます。ただ、どんな新商品でも、初めは課題解決からスタートしているのです。そこにブルーオーシャンがあったということではないでしょうか。

我々中小企業にとって、あっと驚く様なブルーオーシャンを見つけるのは簡単ではありません。しかし、問題解決＝ブルーオーシャン探しと考えると、元気も出てきます。人があっと驚く程ではないけど、「小さなブルーオーシャン」は、いたるところにある気がします。ともすると後ろ向きになりがちな課題解決ですが、ブルーオーシャン探しであれば、まったく新しい局面が見えてきます。

国も会社も課題山積み、そこに宝の山を見つけることが、我々経営者の仕事ということですね。

自分で申告書を書きたい人必見! 「相続大学」を開講します

平成27年(2015年)に実施された相続税の課税ベースの拡大(基礎控除額の引き下げ)により、相続税の申告が必要になる方が増えています。例えば、相続人が配偶者と子供2人の場合、基礎控除額は引き下げ前は8,000万円でしたが、引き下げ後は4,800万円になりました。そのため、相続財産が自宅と少額の金融資産だけでも、課税対象になる方が出てきているのです。

相続税の申告は、相続財産の構成が単純であれば、相続人が自ら申告書を作ることも、それほど困難ではありません。そこで、自分で相続税の申告を考えている方に、正しい申告書の作り方を税務のプロが解説する「相続大学」を新規に開講することに致しました。全3回、受講料3万円(税別)のコースで、仕事帰りでも受講していただけるように、夜間にも開催します。

相続税の申告は相続発生後10カ月以内という決まりがあり、時間に追われがちになります。いざというときに慌てないために、事前学習の場として、「相続大学」を是非ご活用ください。



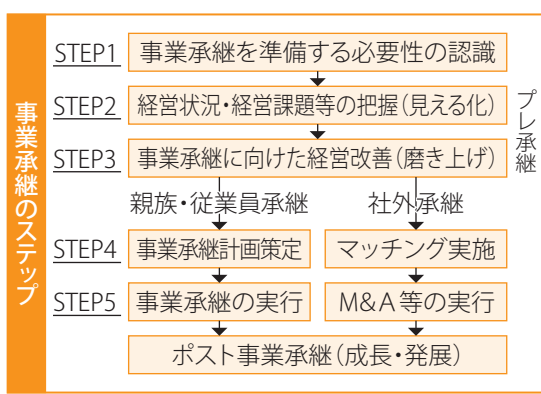
相続大学

第1回 準備編 戸籍や登記事項証明書の収集、財産目録の作成など 《日時》 7月11日(木) or 7月25日(木) ▶昼の部 14:00~16:00 ▶夜の部 18:00~20:00 《会場》 OAG税理士法人 東京本店 or 東京ウエスト	第2回 土地評価編 財産評価(主に土地)、配偶者控除、小規模宅地等の特例など 《日時》 8月8日(木) or 8月22日(木) ▶昼の部 14:00~16:00 ▶夜の部 18:00~20:00 《会場》 OAG税理士法人 東京本店 or 東京ウエスト	第3回 申告書作成編 申告書作成、2割加算、贈与税額控除、相次相続控除、障害者控除など 《日時》 9月12日(木) or 9月26日(木) ▶昼の部 14:00~16:00 ▶夜の部 18:00~20:00 《会場》 OAG税理士法人 東京本店 or 東京ウエスト
※各回の講義内容は、両日、昼の部・夜の部、両会場とも同じです。ご都合のよい日時と会場を選び、お申込みください。時間帯、会場を固定する必要はありませんが、先着順ですので、ご希望に添えない場合もございます。		
会場 OAG税理士法人 東京本店 東京都千代田区五番町6-2 ホームマートホライゾンビル(JR市ヶ谷駅徒歩3分) 東京ウエスト 東京都調布市国領町4-51-7 ピエール・シークル2階(京王線国領駅南口徒歩8分)		
定員 各回・各会場とも3名(先着順)		
受講料 全3回で3万円(税別)		
お問い合わせ・お申し込み先		OAG税理士法人 東京ウエスト ☎0120-39-9171 (平日 9:00 ~ 17:00)

「事業承継の成功事例セミナー」を開催しました

5月23日にOAG税理士法人東京本店で、「事業承継の成功事例セミナー ～引き継ぎが早いほど会社の値打ちは上がる!～」を開催しました。セミナーでは、事業承継の基本をはじめ、2019年度税制改正による事業承継の優遇拡大、事業承継の成功事例と失敗事例、事業承継後に経常利益が2%向上する理由などについて、詳しく解説致しました。出席された皆さまからは「具体的な事例がとても参考になった」「物的承継だけでなく人的承継も大切なことが納得できた」「税制への理解が不可欠なことが分かった」などの声が寄せられ、事業承継に関する課題を抱えられた企業が多いことを改めて実感しています。事業承継には過不足のない準備、確実な実行、承継後の成長戦略の3つが必要不可欠です。今後とも豊富なノウハウを基に、皆さまのスムーズな事業承継をサポートして参りますので、お気軽にご相談ください。

5月23日にOAG税理士法人東京本店で、「事業承継の成功事例セミナー ～引き継ぎが早いほど会社の値打ちは上がる!～」を開催しました。セミナーでは、事業承継の基本をはじめ、2019年度税制改正による事業承継の優遇拡大、事業承継の成功事例と失敗事例、事業承継後に経常利益が2%向上する理由などについて、詳しく解説致しました。出席された皆さまからは「具体的な事例がとても参考になった」「物的承継だけでなく人的承継も大切なことが納得できた」「税制への理解が不可欠なことが分かった」などの声が寄せられ、事業承継に関する課題を抱えられた企業が多いことを改めて実感しています。事業承継には過不足のない準備、確実な実行、承継後の成長戦略の3つが必要不可欠です。今後とも豊富なノウハウを基に、皆さまのスムーズな事業承継をサポートして参りますので、お気軽にご相談ください。



配偶者と親族の貢献、事業承継を重視した「相続法」の大改正 民法の相続法の改正と税制上の対応

OAG税理士法人 東京ウエスト 木村美砂

相続の基本的なルールを定めている民法の相続規程(相続法)は、昭和55年(1980年)の改正以降、大きな見直しが行われてきませんでした。この間に少子高齢化が進み、相続を取り巻く社会経済情勢も大きく変わっていることから、昨年7月に改正案が国会で成立し、税制も再整備されました。今号では、相続に関連する重要な改正点を中心に解説致します。

配偶者の生活保障のために「配偶者居住権」を創設

高齢の配偶者を保護するために、2つの「配偶者居住権」が法定化されました。(2020年4月1日施行)

(1) 配偶者短期居住権

被相続人(亡くなられた方)と同居していた配偶者が、自宅に住み続けることのできる権利がこれまで明確ではありませんでした。「配偶者短期居住権」は被相続人が亡くなられてから、一定期間に限り、被相続人の意思に関わらず配偶者が自宅に住み続けることができる権利です。具体的な期間は、以下の通りです。尚、配偶者短期居住権は評価されず、相続税は課税されません。

- ①遺産分割をする場合は、自宅の取得者が確定した日または相続開始の時から6カ月を経過する日のいずれか遅い日までの間
- ②自宅が第三者に遺贈された場合や配偶者が相続放棄をした場合は、自宅の所有者から配偶者短期居住権の消滅請求を受けてから6カ月の間

(2) 配偶者居住権

これまで、被相続人が亡くなられた後も配偶者が自宅に住み続けるためには、原則として所有権を取得しなければなりません。また、一般に不動産は評価額が大きいため、配偶者の相続分の大半を自宅が占め、預貯金等の相続財産の取得額が少なくなる傾向があり、相続後の配偶者の生活に支障が生じる恐れがありました。

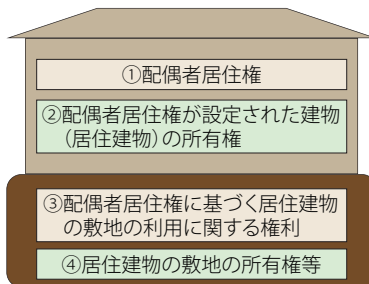
そこで、自宅を被相続人が所有していた場合に、同居していた配偶者が終身または一定の期間、無償で自宅を使用する権利が定められました。遺産分割協議または遺贈(死因贈与を含む)等により取得することができます。

配偶者居住権の創設により、自宅に住み続ける権利が保障されながらも、評価額が小さくなるので、預貯金等を取得できる割合が増えて、老後の生活資金が確保できるようになるとされています。

尚、配偶者居住権は譲渡できず、建物所有者の同意がなければ改築・増築や第三者に貸すこともできません。配偶者が亡くなられたとき等に、配偶者居住権は消滅します。

また、平成31年度税制改正では、相続税の評価方法が定められました。土地は「配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利」と「居住建物の敷地の所有権等」の2つの財産で構成されますが、いずれについても要件を満たせば小規模宅地等の特例の対象となります。

【配偶者居住権】 配偶者が取得する財産の計算例	
前提	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人:妻と子1人 ・法定相続分:妻1/2 子1/2 ・亡くなったときの財産: <ul style="list-style-type: none"> 現預金3,000万円 自宅建物500万円 配偶者居住権(A) 300万円 配偶者居住権が設定された建物の所有権(B) 200万円 自宅土地:1,500万円 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利(C) 500万円 居住建物の敷地の所有権等(D) 1,000万円
改正前	<ul style="list-style-type: none"> ・妻の相続財産:自宅建物と土地の合計2,000万円+現預金500万円=2,500万円 ・子の相続財産:現預金2,500万円
改正後	<ul style="list-style-type: none"> ・妻の相続財産:(A) 300万円+(C) 500万円+現預金1,700万円=2,500万円 ・子の相続財産:(B) 200万円+(D) 1,000万円+現預金1,300万円=2,500万円



建物の評価方法	①配偶者居住権(建物) 建物の相続税評価額 - 下記② ②配偶者居住権が設定された建物(居住建物)の所有権 $\text{建物の相続税評価額} \times \frac{\text{法定耐用年数(非事業用)} - \text{築年数} - \text{居住権の存続年数}^*}{\text{法定耐用年数(非事業用)} - \text{築年数}} \times \text{存続年数}^* \text{に応じた民法の法定利率による複利現価率}$
土地の評価方法	③配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利 土地の相続税評価額 - 下記④ ④居住建物の敷地の所有権等 $\text{土地の相続税評価額} \times \text{存続年数}^* \text{に応じた民法の法定利率による複利現価率}$

※存続年数は配偶者の平均余命年数を上限とする

(3) 持戻し免除の意思表示の推定規定

税法では、婚姻期間が20年以上の配偶者に対する自宅の贈与には、課税価格から2,000万円を控除する贈与税の配偶者控除があります。亡くなる前3年以内にこの贈与が行われても、相続税の生前贈与加算(亡くなる前3年間に、被相続人から相続人等に贈与された財産は、相続税の課税価格に加算します)は適用されません。

しかし、民法では自宅の贈与または遺贈(以下「贈与等」)を相続財産の前渡し(特別受益)と考え、亡くなられたときの財産(a) + 贈与等した自宅(b) = 相続財産(c)とみなします。遺産分割における配偶者の相続分は(c) × 法定相続分 - (b)となるので、贈与等をしなかった場合と同じになるという問題がありました。

自宅の贈与等は、それまでの配偶者の貢献に報いるとともに、老後の生活の保障のために行われると考えられます。そこで被相続人は「自宅の贈与等を特別受益として扱わない」という意思表示をしたものと推定することになりました。

この推定規定によって、配偶者の相続分は(a) × 法定相続分となり、相続でより多くの財産を取得することができます。(2019年7月1日施行) 尚、施行日前に行われた贈与等には適用されません。

また、この規定は配偶者居住権が遺贈された場合にも適用されます。

【持戻し免除】 配偶者の相続分の計算例	
前提	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人:妻と子1人 ・妻の法定相続分:1/2 ・亡くなられたときの財産(a):5,000万円 ・妻に贈与した自宅(b):2,000万円
改正前	<ul style="list-style-type: none"> ・相続財産:5,000万円+2,000万円=7,000万円(c) ・妻の相続分:7,000万円(c) × 1/2 - 2,000万円=1,500万円
改正後	<ul style="list-style-type: none"> ・相続財産:5,000万円(a) ・妻の相続分:5,000万円 × 1/2 = 2,500万円

親族の貢献に配慮した「特別寄与料制度」の創設

家族が被相続人の介護等に尽くし、被相続人の財産の維持または増加に一定の貢献をしても、相続人でなければ財産を取得することができませんでした。例えば、被相続人の息子が先に他界し、その妻が義父を介護していたにも関わらず、義父の財産を受け取れないという事態が問題視されていました。そこで、相続人以外の親族の貢献を考慮することができるように、親族が相続人に対し特別寄与料(金銭)の請求ができる制度が創設されました。(2019年7月1日施行)

特別寄与料の支払いがあった場合には、その親族が被相続人からの遺贈により、特別寄与料を取得したものとみなして、相続税が課税されます。新たに相続税の納税義務が生じるときは、この事由が生じたことを知った日から10カ月以内に申告書を提出しなければなりません。

尚、親族が「相続人の一親等の血族および配偶者以外の者」に該当するときには、相続税額が2割加算されます。相続人は特別寄与料を原則として法定相続分で負担し、負担した分は相続税の課税価格から控除されます。申告期限後に特別寄与料の額が確定した場合には、4カ月以内に更正の請求をすることができます。

事業承継の円滑化に向けた遺留分制度の見直し

遺留分とは、民法で兄弟姉妹以外の相続人に保障している、相続財産の一定の取得割合をいいます。他の者への遺贈等により、相続人が自己の遺留分に相当する財産を受け取ることができないときには、不足分を遺贈等をされた者(受遺者等)に請求する権利があります。この権利を相続人が行使(遺留分の減殺請求)すると、相続財産の全てが共有となり、事業を引き継いだ者の経営に支障が生じたり、その共有の解消を巡って新たな争いが起こるなどの問題がありました。

改正により、不足分を請求する権利が「遺留分侵害額」という金銭を請求する権利になりました。ただし、早期に金銭で解決を図れる一方、請求される受遺者等が金銭をすぐに用意できないことも考えられます。そのため、受遺者等は全部または一部の支払いについて、裁判所に相当の期限の許与を求めることができます。

遺留分の計算も見直されます。相続人への特別受益とされる贈与は、時期を問わず、遺留分を算定する財産に算入されていましたが、原則として被相続人が亡くなる前10年間に限ることになりました。(2019年7月1日施行) 尚、婚姻期間が20年以上の配偶者に対する自宅の贈与等は、遺留分の計算においては特別受益として取り扱われ、持ち戻されます。

受遺者等が遺留分侵害額の請求により金銭を支払ったときには、相続税の課税価格からその額が控除され4カ月以内に相続税の更正の請求をすることができます。

【遺留分制度の見直し】 遺留分侵害額の計算例	
前提	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人:兄と弟の2人 ・弟の法定相続分:1/2 ・亡くなったときの財産:2,000万円 ・兄に対する20年前の贈与:2,800万円 ・遺言書で兄に1,500万円、弟に500万を渡す ・被相続人に債務は無い
改正前	<ul style="list-style-type: none"> ・弟の遺留分:(2,000万円+2,800万円) × 1/2 × 1/2 = 1,200万円 ・弟の遺留分侵害額:1,200万円 - 500万円 = 700万円
改正後	<ul style="list-style-type: none"> ・弟の遺留分:2,000万円 × 1/2 × 1/2 = 500万円 ・弟の遺留分侵害額:500万円 - 500万円 = 0円

《節税対策・相続対策なら経験豊富なOAGにお任せください》

調布・府中・狛江エリアを中心に、相続に関する一般的なご相談から節税対策・相続対策まで、豊富なノウハウを生かしたサポートをご提供いたします。

お問い合わせ先 **OAG 税理士法人 東京ウエスト** ☎ **042-441-2191**

金融と税務の専門誌に寄稿しました

OAG 税理士法人資産トータルサービス部部長の奥田周年が、『月刊金融ジャーナル』と『月刊税理』の6月号に、専門家の立場から最新の制度改正とその対応策について寄稿しました。皆さまの人生設計にも直結するテーマですので、ぜひご一読ください。

『月刊金融ジャーナル』 6月号



- 金融ジャーナル社／刊
- 843円(税別)
※年間購読有り

テーマ

休眠口座の扱いと相続時の問題点

～ 超高齢化社会における対策と課題 ～

「休眠預金等活用法」が2018年1月1日に施行され、2009年1月1日以降の取引から10年以上取引実績のない金融機関の口座は、「休眠預金」として民間団体が行う公益活動に活用されることになりました。

金融機関の口座は、必要性がなくなっても解約されずに僅かな預貯金額で残されていたり、口座を持っていることすら忘れてしまったり、相続発生時に被相続人の口座の存在が分からずに休眠化してしまったりなど、多くのケースがあります。失効する休眠預金は毎年1,200億円にも達し、特に超高齢化社会を迎えている現在では、高齢者本人の口座の失念や被相続人の口座の確認ができないなどの問題が顕在化しています。本稿では、その問題点を抽出して、具体的な対応策を検討します。

— Point ① —

2009年1月1日以降の取引から10年以上その後の取引のない「休眠口座」の預貯金は、民間団体の公益活動に活用されます。

— Point ② —

高齢者の終活では、「任意後見契約の締結」「公正証書遺言の作成」「死後事務委任契約」等を考える必要があります。

— Point ③ —

相続時の手続きを円滑化し、休眠口座を作らないようにするためには、早い段階から保有資産を洗い出すことが不可欠です。

『月刊税理』 6月号



- ぎょうせい／刊
- 2,000円(税込)
※年間購読有り

テーマ

個人版事業承継税制

中小企業の事業承継が、後継者難などから大きな課題になっています。法人向けには「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予制度(事業承継税制)」が出来ましたが、個人事業主も事業を行っている以上、事業用資産を持っています。そこで、法人向けとほぼ同じ内容の「個人版事業承継税制」が出来ました。

個人版は、2019年1月1日から28年12月31日までの相続や贈与について、事業を承継する際の納税負担が軽減される制度です(不動産事業は制度の対象外です)。制度の適用を受けるためには、19年4月1日から24年3月31日までの間に、都道府県知事に「承継計画書」を提出しなければなりません。提出期間が短く、早めの準備が必要になりますので、本稿を参考に準備を始められることをお勧めします。

— Point ① —

個人版事業承継税制は相続税または贈与税の納税猶予により、負担なく後継者に事業用資産を承継できる制度で、2028年12月31日までの時限立法です。

— Point ② —

個人版事業承継税制の適用を受けるためには、2024年3月31日までに都道府県知事に承継計画書を提出する必要があります。

— Point ③ —

個人版事業承継税制の適用を受けた後でも、取消事由に該当することのないように、継続的に管理する必要があります。

私の Off-Time

「週末の楽しみ」

OAG税理士法人 経営管理部 村松このみ

私の趣味は、旅行、ジョギング、音楽鑑賞などいろいろあります。その中でも欠かせないのが、お酒を飲みに行くことです。酒通と公言できるほど味の違いなどは分かりませんが、金曜日の仕事終わりにビールを飲む瞬間は、一週間の疲れがすべて吹き飛んでしまうほど至福のひとつです。

春はお花見、夏はビアガーデン、秋はボジョレーヌーボー、冬はどぶろくと、一年中何かしら理由をつけてお酒を楽しんでいます。

「飲みニケーション」という言葉があるように、お酒には普段あまり話す機会がない人とも打ち解けさせる力があると思います。普段少しシャイな私でも、お酒が入ると自然にいろいろな方と話が弾み、交流が広がるのも嬉しいですね。

おいしいお酒を、安く気軽に飲めるお店を探しながら、知らない街を歩き回るのも楽しみの一つです。そんな私が今、とても気に入っているのが、次の3軒です。

①「焼鳥 どん」(荻窪駅から徒歩3分)

焼き鳥が、一串80円均一！ それ以外にも、安くて美味しくボリュームのあるおつまみが豊富です。

②「日本酒原価酒蔵(げんかさかぐら)」

(新橋本店＝新橋駅から徒歩3分)

その名のとおり、日本酒が原価で飲めます。

③「酒の大樹(だいます)」

(本店＝浅草駅から徒歩13分、雷門店は同6分)

酒屋の立ち呑み＝「角打ち(かくうち)」なので、気に入ったお酒は買って帰ることができます。

ご紹介したこの3店は日本酒が中心ですが、ビールとワインも大好きです。皆さまお薦めのお店がありましたら、ぜひご紹介ください！

最近は飲むと顔に出るようになり、体の衰えを感じます(笑)。それでも、飲みすぎには気を付けて、これからもいろいろなお酒を楽しんでいきたいと思っています。



本誌・OAGグループに対するご意見・ご要望をお寄せ下さい

私たちOAGグループ各社は、常にお客さまと共に歩み、最も信頼されるパートナーでありたいと考えております。徹頭徹尾、皆さまのお役に立つこと。それが、私たちの存立基盤です。本誌の記事に対するご意見、弊社グループ各社に対するご要望等、何でも結構です。ふと思いつかれたご提案でも構いません。お気軽にご連絡を頂ければ幸いです。

ご意見・ご要望はこちらへ → OAGグループグループ戦略部 広報 Tel.03-3237-7500

《今後のセミナー開催予定》

開催日	名称	会場
6月 4日(火)	女性のためのらくらく相続®セミナー	調布市文化会館たづくり10階(京王線調布駅広場口徒歩3分)
6月 6日(木)	女性のためのらくらく相続®セミナー	調布市文化会館たづくり10階(京王線調布駅広場口徒歩3分)
7月 2日(火)	PCAフェス2019!クラウド&ソリューションin岡山	岡山コンベンションセンター(JR岡山駅中央改札口徒歩3分)
7月 3日(水)	PCAフェス2019!クラウド&ソリューションin梅田	コングレコンベンションセンター(JR大阪駅中央北口徒歩5分)
7月11日(木)	相続大学 第1回【有料】	OAG税理士法人7階セミナールーム(JR・地下鉄市ヶ谷駅徒歩3分)
7月11日(木)	相続大学 第1回【有料】	OAG税理士法人東京ウエスト(京王線国領駅南口徒歩8分)
7月17日(水)	PCAフェス2019!クラウド&ソリューションin博多	エルガーラホール7階(西鉄福岡(天神)駅徒歩3分)

※セミナーに関するお問い合わせは、広報誌担当(03-3237-7500)までご連絡ください(【有料】表示以外は無料です)



Photo by Yasuyoshi Wada

平成から令和に変わり、何となく明るい時代が来るような期待感をマスコミなどがやし立てています。実際の令和は、どのような時代になるのでしょうか。平成を振り返ると、バブルの崩壊から始まり、自然災害やテロなどの暗いニュースが多かった気がします。私がOAGの前身である太田税務会計事務所に入所したのが、平成に変わる目の昭和63年12月でした。社員番号3で、今日までOAGにお世話になっています。平成の30年間のほとんどは四谷三丁目の職場に通い、東日本大震災も会社で経験して、当日は何人かで社内に泊まりました。墨田区向島の自宅から最寄りの浅草駅でメトロ銀座線に乗車し、赤坂見附駅で丸ノ内線に乗り換えて四谷三丁目駅まで、通勤時間は40分程。浅草が始発駅のため、毎日座って出勤できることが何よりでした。四谷三丁目界隈は平成の時代に大規模な再開発もなく、30年前とあまり変わっていません。そして30年間、毎年春と秋に続けてきたのが、出勤途中のお花見と紅葉狩りのウォーキングです。東京砂漠(無味乾燥で、コンクリートに囲まれた潤いのない空虚な街)という言葉もありますが、都心でも四季折々の季節感を楽しめます。春は赤坂見附で降りてホテルニューオオタニの庭を抜け、上智大学前の四谷土手を歩きました。この土手には一瞬都心であることを忘れさせてくれる遊歩道があり、何より土の小道が心地良いのです。秋には赤坂見附で乗り換えずに青山一丁目駅まで行き、神宮外苑の銀杏並木から絵画館の横を過ぎて、会社まで歩きました。銀杏が舞い落ちた道は、まるで黄金色の絨毯のようで、朝から贅沢な気分になってくれました。「今日も頑張るぞ!」という気持ちにさせてくれた散歩道は、平成の懐かしい思い出です。

<編集後記>

6月28日・29日には、いよいよ大阪でG20サミットが開催されます。この会議には、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、日本、イタリア、カナダのG7の他に新興国とEUを合わせた20カ国・地域、更に招待国の首脳や国際機関等も参加して、経済を中心に毎年議論を重ねています。各国の代表団だけでなく、国内外の報道関係者、支援事業者など約3万人が大阪に集まると予想され、経済効果にも期待が寄せられています。

しかし、意外にも住民にはサミット開催中の警備や宿泊体制が周知されておらず、対応策に課題が山積しているという意見もあります。サミットで大阪の存在感を世界にアピールして2025年に大阪で開催される万国博覧会に弾みをつけることも期待されているので、ぜひ住民の皆さんにも協力してもらいながら、成功させてほしいですね。(乙)

発行 OAGグループ

OAG税理士法人／(株)OAGコンサルティング
(株)OAGビジコム／(株)OAGアウトソーシング
OAG監査法人／OAG弁護士法人

住所 東京都千代田区五番町6-2 ホームマートホライゾンビル
tel.03-3237-7500 / fax.03-3237-7510

発行人 OAGグループ 代表 太田孝昭

編集人 OAGグループ グループ戦略部 広報